

# 千葉県報

定例  
令和8年7月7日

## 主要目次

|                    |   |
|--------------------|---|
| 告示                 | 一 |
| 土地改良区定款の変更認可（三件）   |   |
| 公告                 | 一 |
| 管理美容師資格認定講習会の指定    |   |
| 管理美容師資格認定講習会の指定    | 一 |
| 土地改良区役員の退任及び就任（三件） | 二 |
| 特定調達公告             |   |
| 入札公告（二件）           | 三 |
| その他                | 三 |
| 行政書士試験の実施          | 三 |

## 告示

### 千葉県告示第三百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、利根土地改良区の定款の変更を令和八年六月二十六日付けで認可した。

令和八年七月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県告示第三百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市佐是土地改良区の定款の変更を令和八年六月二十六日付けで認可した。

令和八年七月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県告示第三百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大島居士地改良区の定款の変更を令和八年六月二十六日付けで認可した。

令和八年七月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

## 公告

管理美容師資格認定講習会の指定  
理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、管理美容師に係る講習会を次のとおり指定した。

令和八年七月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 一 講習会の開催期日及び開催場所

| 開催期日           | 開催場所                        |
|----------------|-----------------------------|
| 令和八年十一月二日（月曜日） | 千葉商工会議所一四階（千葉市中央区中央二丁目五番一号） |
| 令和八年十一月九日（月曜日） |                             |
| 令和八年十一月十日（火曜日） |                             |

### 二 講習会の主催者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚01 八階

指定年月日

令和八年七月七日

### 四 その他

この講習会についての詳細は、次に問い合わせること。

名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター

所在地 東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚01 八階

電話 〇三（五五七九）六一一五

### 管理美容師資格認定講習会の指定

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、管理美容師に係る講習会を次のとおり指定した。

令和八年七月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 一 講習会の開催期日及び開催場所

| 開催期日           | 開催場所                        |
|----------------|-----------------------------|
| 令和八年十一月二日（月曜日） | 千葉商工会議所一四階（千葉市中央区中央二丁目五番一号） |
| 令和八年十一月九日（月曜日） |                             |
| 令和八年十一月十日（火曜日） |                             |

### 二 講習会の主催者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚01 八階

三

指定年月日

令和八年七月七日

四

その他

この講習会についての詳細は、次に問い合わせること。

名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター

所在地 東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚01 八階

電話 〇三（五五七九）六一一五

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、千葉県大利根土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。

令和八年七月七日

千葉県知事

熊谷 俊人

一

退任監事

匝瑳市八日市場ハ七五五番地

〃 今泉六、七八九番地

旭市飯岡八〇三番地

匝瑳市八日市場ロ二三六番地

二

就任監事

匝瑳市川向二六番地二

〃 栢田五、七七〇番地

旭市中谷里一、七八二番地

〃 イの一、八三三番地一六

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、南房総市和田町小川土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。

令和八年七月七日

千葉県知事

熊谷 俊人

一

退任理事

南房総市和田町小川五五〇番地二

〃 〃 五七一番地二

〃 〃 七七六番地

〃 〃 七八〇番地

木更津市桜町二丁目一番六号チェリーレイク二〇二

南房総市和田町上三原五五三番地

前橋 武

二

就任理事

小原 清一

川上 孝

鈴木 将人

笹子 一博

押元 雅晴

三

就任理事

三浦 章

君津市栗坪四七番地

〃 向郷六八三番地

和

田町小川一、六一二番地

笹子 進

二

退任監事

館山市北条二、一八六番地の一二

南房総市和田町柴二二七番地

座間 弘幸

三

就任理事

南房総市和田町小川五五〇番地二

〃 〃 八一〇番地三

〃 〃 一、〇七二番地一

〃 〃 七八四番地

〃 〃 四二三番地

〃 〃 四二五番地

〃 〃 一、五九八番地

北見 清一

小原 三夫

渡邊 利雄

真田 英夫

真田 定男

黒川 和則

四

就任監事

南房総市和田町小川九八二番地一

〃 和

田町柴二二三番地一

山口 昌宏

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、君津市向郷土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。

令和八年七月七日

千葉県知事

熊谷 俊人

一

退任理事

君津市久留里大和田五六番地

〃 向郷一、〇〇六番地

〃 芋窪一二〇番地

〃 富田一〇八番地

〃 向郷一、〇〇二番地

〃 栗坪五四番地

〃 向郷一九一

番地

青山 芳久

緒形 弘行

鵜田 稔

大竹 幸一

高野 茂男

永峯 政克

鳥井 政

二

退任監事

君津市向郷一、一九〇番地

〃 富田三七番地

東京都足立区佐野二丁目一九番三―三〇二号グランシティ亀有

緒形 弘行

唐鎌 恒治

御代出 和裕

三

就任理事

三浦 章

君津市栗坪四七番地

〃 向郷六八三番地

|                                                                                                               |  |                                                                                     |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 富田一四八番地<br>向郷一、二九二番地<br>久留里大和田七番地三<br>向郷一〇八番地二<br>外箕輪四丁目一三番一〇号<br>就任監事<br>君津市向郷一、一九〇番地<br>三三八番地<br>浦田一、七一五番地三 |  | 永  達 也<br>高 野 久 芳<br>青 山 幸 雄<br>鳥 井 美 行<br>鵜 田 勝 広<br>緒 形 弘 行<br>齊 藤 喜 一<br>佐 藤 崇 史 |  |
| 特 定 調 達 公 告                                                                                                   |  |                                                                                     |  |
| 〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。〕                                                         |  |                                                                                     |  |
| 入札公告<br>別冊のとおり一般競争入札に付する。<br>令和8年7月7日                                                                         |  | 千葉県知事 熊谷 俊 人                                                                        |  |
| 入札公告<br>別冊のとおり一般競争入札に付する。<br>令和8年7月7日                                                                         |  | 千葉県教育委員会教育長 衣野 可雄                                                                   |  |
| そ の 他                                                                                                         |  |                                                                                     |  |
| 行政書士試験の実施<br>行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定による千葉県知事の委任に係る令和八年度行政書士試験を次のとおり実施する。<br>令和八年七月七日                      |  |                                                                                     |  |
| 一般財団法人行政書士試験研究センター<br>理事長 望月 達史                                                                               |  |                                                                                     |  |
| 一 試験期日<br>令和八年十一月八日（日曜日）午後一時から午後四時まで                                                                          |  |                                                                                     |  |
| 二 試験場所<br>日本大学理工学部船橋キャンパス（船橋市習志野台七丁目二四番一号）                                                                    |  |                                                                                     |  |
| 三 試験の科目及び方法                                                                                                   |  |                                                                                     |  |
| 1 試験の科目                                                                                                       |  |                                                                                     |  |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| （一）行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 四十六題）<br>憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和八年四月一日現在施行されている法令に關して出題する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| （二）行政書士の業務に関し必要な基礎知識（出題数 十四題）<br>一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護及び文章理解の中からそれぞれ出題し、法令については、令和八年四月一日現在施行されている法令に關して出題する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
| 2 試験の方法<br>「行政書士の業務に関し必要な法令等」にあつては択一式及び記述式による筆記試験、「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」にあつては択一式による筆記試験を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 四 受験手数料等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 1 受験手数料<br>一万四百円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 2 受験手数料の納付方法<br>試験案内に記載されている方法により納付すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 五 受験手続                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 1 インターネットによる受験申込み<br>（一）受付期間<br>令和八年七月二十一日（火曜日）午前九時から八月二十四日（月曜日）午後五時まで（同日午後五時までに必要事項の入力を完了したものに限り受け付ける。）<br>（二）受験申込方法<br>一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページに記載されている方法により申し込むこと。<br>（ホームページアドレス <a href="https://gyosei-shiken.or.jp">https://gyosei-shiken.or.jp</a> ）<br>（三）受験手数料の払込み<br>クレジットカード（VISA・Master・JCB・アメリカン・エクスプレス・Dinersのいずれかであつて、申込者本人名義のものに限る。）又はコンビニエンスストア（セブンイレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア又はニューヤマザキデイリーストア）を利用して払い込むこと。 |  |
| 2 郵送による受験申込み<br>（一）受付期間<br>令和八年七月二十一日（火曜日）から八月十七日（月曜日）まで（同日の消印が                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |

あるものまで受け付ける。）

(二) 受験申込方法

受験願書一式を、受験願書及び試験案内が入っていた封筒により一般財団法人行政書士試験研究センター試験課へ簡易書留郵便で郵送すること。

(三) 受験願書及び試験案内の配布方法、配布期間等

(1) 郵送配布

ア 請求期間

令和八年七月六日（月曜日）から八月七日（金曜日）まで

この期間内に、イの手続により請求があったものについて、令和八年七月二十一日（火曜日）から郵送により配布する。

イ 請求方法

百八十円分の切手を貼付し、宛先明記の返信用封筒（角形二号（A4サイズ）の用紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、請求先まで郵便で請求すること（令和八年八月七日（金曜日）必着のこと。）。

ウ 請求先

名称 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

宛先 郵便番号二五二―〇二九九 日本郵便株式会社相模原郵便局留

(2) 窓口配布

ア 配布期間

令和八年七月二十一日（火曜日）から八月十七日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）

イ 配布場所

| 配布場所                | 所在地                           | 配布時間             |
|---------------------|-------------------------------|------------------|
| 千葉県庁本庁舎二階「県政情報コーナー」 | 千葉市中央区市場町一番一<br>号             | 午前九時から午後五<br>時まで |
| 葛南地域振興事務所           | 船橋市本町一丁目三番一号<br>（フェイスペインビル七階） | 〃                |
| 東葛飾地域振興事務所          | 松戸市小根本七番地（千葉<br>県東葛飾合同庁舎）     | 〃                |
| 印旛地域振興事務所           | 佐倉市鏑木仲田町八番地一<br>（千葉県印旛合同庁舎）   | 〃                |
| 香取地域振興事務所           | 香取市佐原イ九二番地一一<br>（千葉県香取合同庁舎）   | 〃                |
| 海匝地域振興事務所           | 旭市二一、九九七番地一<br>（千葉県海匝合同庁舎）    | 〃                |

山武地域振興事務所

長生地地域振興事務所

夷隅地域振興事務所

安房地域振興事務所

君津地域振興事務所

千葉県行政書士会

東金市東新宿一番地一一  
（千葉県山武合同庁舎）

茂原市茂原一、一〇二番地  
一（千葉県長生合同庁舎）

夷隅郡大多喜町猿稻四七二  
番地二（千葉県夷隅合同庁  
舎）

館山市北条四〇二番地の一  
（千葉県安房合同庁舎）

木更津市貝渕三丁目一三番  
三四号（千葉県君津合同庁  
舎）

千葉市中央区中央四丁目一  
三番一〇号 千葉県教育会  
館本館四階

3 連絡先（問合せ先）

名称 一般財団法人行政書士試験研究センター

所在地 郵便番号一〇二―〇〇八二 東京都千代田区一番町二五番地 全国町村議

員会館三階

電話 〇三（三二六三）七七〇〇

六 特例措置の実施

身体機能に障害のある者等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込み等受験に際して必要な措置を希望するものは、受験申込みをする前に、一般財団法人行政書士試験研究センターまで相談すること。

なお、相談の受付期間は、令和八年七月六日（月曜日）から八月十七日（月曜日）まで（休日等を除く。）とする。

七 合格発表の日時及び方法

1 合格発表の日時

令和九年一月二十七日（水曜日）午前九時

2 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページに、合格者の受験番号を合格発表の日の午前中に登載する。

購読料 本号（別冊を含む。）

一部

二七円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

購読申込先

〇四三（二二三）二六五八